

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名

五洋建設株式会社(東京都文京区後楽2-2-8)[1000004648]
りんかい日産建設株式会社(東京都港区芝2-3-8)[7000000134]
日起建設株式会社(愛知県愛西市山路町野方149-7)[1000010736]
株式会社キタイセ(三重県いなべ市大安町大井田2834)[1000028651]

2. 資格登録停止措置の期間

令和5年12月4日 ~ 令和5年12月17日(2週間)

3. 資格登録停止措置の地域

地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域

4. 事実概要

当該資格登録者は、令和5年9月29日「東海環状自動車道 高柳工事」(名古屋支社発注)において、単管の打ち込み作業にバックホウを使用するなど、主たる用途以外に用いたうえ、それによって作業員が左手を裂傷する事故を生じさせた。

5. 資格停止措置理由

資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)